

# 新しく農業を始めるために

平成30年度

## ステップガイド



- 東部振興局管内
- 中部振興局管内
- 南部振興局管内
- 豊肥振興局管内
- 西部振興局管内
- 北部振興局管内



<http://onk.oita.jp>



大分県応援団“鳥”めじろん

## 相談窓口一覧

### 【県関係】

団体名	担当部・課	郵便番号	住所	直通電話番号
公益社団法人 大分県農業農村振興公社	担い手対策課	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400
大分県庁 農林水産部新規就業・経営体支援課 企画振興部まち・ひと・しごと創生推進室	就業促進班 移住定住促進班	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111(代) 097-506-3586 097-506-2038
一般社団法人 大分県農業会議		870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385
大分県立農業大学校	農学部 研修部(野菜コース・畜産コース)	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺2328-1	0974-22-7582 0974-22-7583
大分県東部振興局	生産流通部	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1141
大分県中部振興局	生産流通部	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5796
大分県南部振興局	生産流通部	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-1195
大分県豊肥振興局	生産流通部	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-3177
大分県西部振興局	生産流通部	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-23-2217
大分県北部振興局	生産流通部	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-1555

### 【市町村】

管轄振興局	市町村名	担当課等	郵便番号	住所	代表電話番号
東部	別府市	農林水産課 農業委員会	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1111
	杵築市	農林課 //	873-0001	杵築市大字杵築377番地1	0978-62-1809(直)
	国東市	農政課 //	873-0503	国東市国東町鶴川149番地	0978-72-1111
	日出町	農林水産課 //	879-1592	速見郡日出町2974-1	0977-73-3111
	姫島村	企画振興課 //	872-1501	東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2111
中部	大分市	農政課 //	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-534-6111
	臼杵市	農林振興課 //	875-0292	臼杵市野津町大字野津市326-1 野津庁舎	0974-32-2220
	津久見市	農林水産課 //	879-2435	津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
南部	由布市	農政課 //	879-5498	由布市庄内町柿原302	097-582-1111
	佐伯市	農林課 //	876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
豊肥	豊後大野市	農業振興課 //	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
	竹田市	農政課 //	878-8555	竹田市大字会々1650	0974-63-1111
西部	日田市	農業振興課 //	877-8601	日田市田島2-6-1	0973-23-3111
	九重町	農林課 //	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-3804(直)
	玖珠町	農林振興課 //	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-7164(直)
北部	中津市	農政振興課 //	871-8501	中津市豊田町14-3	0979-22-1111
	豊後高田市	農業ブランド推進課 //	879-0692	豊後高田市是永町39番地3	0978-25-6243(直)
	宇佐市	農政課 //	879-0492	宇佐市大字上田1030-1	0978-32-1111

# 就農までのステップ

## 就農までの step. 1

### 関係窓口への相談

農業に興味がある、農業を始めたいと思っても「何から始めていいか」「どこに相談したらいいのかわからないときには、まず関係機関へ連絡して、そこから相談してみることです。

**総合窓口** 大分県農業農村振興公社

大分県農業会議

大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課

**作 目** 大分県各振興局生産流通部

**農 地** 各市町村農業委員会

**住 宅** 大分県企画振興部 まち・ひと・しごと創生推進室(移住等)、各市町村役場

※空家を購入した場合、修繕費がかかる場合があります。

## 就農までの step. 2

### 情報収集・農業体験

就農するかどうかを決定するためには、「農業とはどういうものか」を詳しく知る必要があります。そのためには、できる限り情報を集め、自分の頭の中で農業や農村について具体化しなければなりません。自分で考えて行動を起こさないと、後々失敗することになります。

#### 情報の収集

関係窓口、書物での収集以外にも、実際に農業者の話を聞くなどして納得のいくまで焦らずに行うことです。

#### 基礎知識の習得

休暇を利用した短期農業研修(農業体験)などで、イメージをより具体化することも一つの方法です。大分県内の学校などでも農業体験を実施しています。これらを利用するのもよいでしょう。

#### 自分の経営像の 明確化

一概に農業といっても、いろいろな作目(野菜、花き、畜産など)、栽培方法、経営スタイル(専作経営、複合経営)があります。自分が将来どのような農業経営を行いたいのか、窓口相談などを通じて具体化していくことが必要です。

※自分の性格、健康状態などや自己資金額、家族の農業従事者数なども考慮に入れる必要があります。

## 就農までの step. 3

### 就農の意志決定・事前準備

#### 1. 就農の意志決定

#### 意欲と情熱

農業を始めることは、会社を始めることと全く変わりありません。リスクも考える必要があるし、何もないゼロからのスタートですから「何がなんでも成功させるぞ」という強い意志と情熱、さらに障害を乗り越える精神力が必要です。

#### 資金の確保

農業を始めるにあたっては、土地、施設、機械などの初期投資、十分な収入が得られるまでの生活資金など、かなりの資金が必要となります。公的融資制度もありますが、借入金が多いと農業経営を圧迫することになるので、できる限り自己資金を用意します。なお、公的資金の借入には一定の要件があり、融資額や信用状況に応じて担保や保証人を求められます。

#### 家族の同意

家族の同意と理解があるか、その上で家族の協力を得られるかどうかは、新規就農がうまくいくかどうかの大きなポイントの一つです。もう一度、家族と話し合ってみてください。

#### 就農の 意志決定

#### 農業に対する理解度

ステップ2の情報収集などで、十分農業・農村に対する知識を得たと思いますが、就農後、イメージと現実とのギャップに悩むことも少なくありません。自分の農業に対する理解度をもう一度チェックしてください。

#### 農村社会に対する 理解度

農業で成功するかどうかは、農村社会にどれだけ溶け込めるか、地域の人とうまくつきあえるかにかかっていると聞いてもいいほどです。農村には、都会と違う独自のルールがあります。そういったことを自分も家族も十分理解し、農村社会の一員として積極的に交流する気持ちを持ってください。

大きく花を咲かせるのは貴方しいです。焦らず準備をしましょう。

## 2. 事前準備

### 就農候補地の選定

自分が作りたい作物に適した気象条件や土地条件、あるいは家族が暮らしていくうえでの生活条件などを考慮して就農候補地を選定していきます。農業生産の環境や土地柄から考えて、自分たちの一生を託するにふさわしいところをじっくりと選定することが大切です。

### 住居候補の選定

就農候補地の選定と併せて、住居候補を選定します。トイレの状況、周辺環境の自己管理が必要など、多くの場合住環境は希望者の経験とは大きく異なります。また、就農候補地との距離なども考慮に入れる必要があり、現地で十分確認するようにします。

### 就農までの step. 4

## 営農計画作成・実務研修

経営作目の経営収支計画  
(生産・販売計画)

機械・施設等の導入計画

資金調達計画

農地の取得

知識・技術の習得

営農計画

実務研修

- ・資金力や技術を考慮して無理のない計画をたてる。
- ・同時に農業経営が安定するまでの生活設計もたてておく。
- ・先進農家や法人、または、農業大学校などで研修を行う。

### 就農までの step. 5

## 青年等就農計画制度・認定新規就農者

新規就農者に対する重点的な支援を行うにあたって設けられた制度です。

Step.4で検討した営農の具体的な計画をもとに「青年等就農計画」を作成して市町村に提出し、市町村が「農業経営基盤強化促進基本構想」に合致しているかどうか審査を行い、認定されると「認定新規就農者」になることができます。認定新規就農者になることによって、農地の斡旋や資金(経営開始型)、融資、補助事業などの支援を受けることができます。

### 就農までの step. 6

## 農地の確保

入手方法	メリット	デメリット
貸借する場合	少ない資金で農地が確保できます。	契約期間が過ぎると、農地の返還を求められる場合があります。
購入する場合	農地を所有でき、生産基盤が安定します。	多くの資金が必要となり、経営を圧迫する場合があります。

- 農地の確保は、「農地中間管理機構」を通じた貸借をお勧めします。
- 農地の受け手(借り手)の公募を偶数月に行っていますので、まずは、市町村にご相談ください。

### 就農までの step. 7

## 就農

いよいよ農業経営の開始です。農業経営主であるあなた自身の努力により、農業経営の早期安定に向けてがんばりましょう。

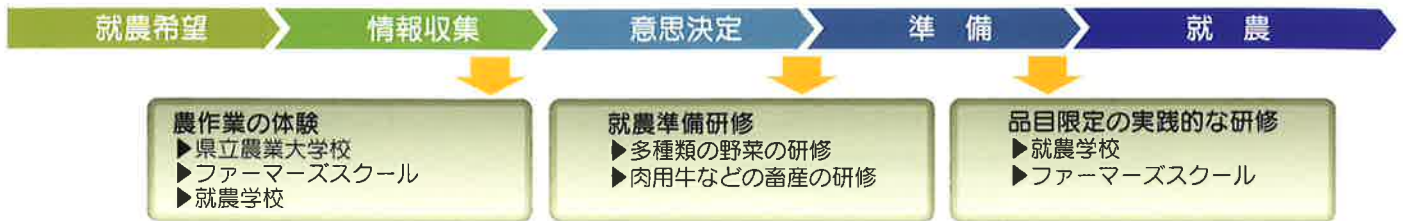
### 就農後の留意事項

サラリーマンなどから就農した場合、次の点に留意してください。

- 税金、国民健康保険料、年金保険料は自ら納める必要があります。  
市町村民税、国民健康保険料は、前年度の所得額に対して課税されます。
- 年金制度も厚生年金などから国民年金に変わります。

# 技術習得のための研修

## 1. 就農までのステージに対応した研修制度



## 2. 研修制度

研修名	研修内容等																					
<b>就農準備研修</b> (県立農業大学校)	<p>▶ 多品目の野菜栽培技術及び牛の飼養技術や基礎知識を学ぶことができます。品目を決める際の参考になる研修です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>期間</th> <th>受講料</th> <th>定員(年度によって異なる場合があります)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">野菜</td> <td>長期</td> <td>11ヶ月間</td> <td>44,000円</td> <td>20名(職業訓練15名、一般5名)</td> </tr> <tr> <td>中期</td> <td>8ヶ月間</td> <td>32,000円</td> <td>職業訓練5名</td> </tr> <tr> <td>随時</td> <td>3ヶ月以内</td> <td>4,000円/月</td> <td>一般5名</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>11ヶ月間</td> <td>11,000円</td> <td>一般5名 ※実習は竹田市久住、寮もあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 各コースとも予め決められた募集期間内に応募する必要があります。 野菜長期・畜産コースは翌年度の募集になります。</p> <p>▶ 各コースとも選考試験を行います。 ※詳しくは農業大学校研修部まで(TEL 0974-22-7583)</p>	コース	期間	受講料	定員(年度によって異なる場合があります)	野菜	長期	11ヶ月間	44,000円	20名(職業訓練15名、一般5名)	中期	8ヶ月間	32,000円	職業訓練5名	随時	3ヶ月以内	4,000円/月	一般5名	畜産	11ヶ月間	11,000円	一般5名 ※実習は竹田市久住、寮もあります。
コース	期間	受講料	定員(年度によって異なる場合があります)																			
野菜	長期	11ヶ月間	44,000円	20名(職業訓練15名、一般5名)																		
	中期	8ヶ月間	32,000円	職業訓練5名																		
	随時	3ヶ月以内	4,000円/月	一般5名																		
畜産	11ヶ月間	11,000円	一般5名 ※実習は竹田市久住、寮もあります。																			
<b>就農学校</b> (市町、JA、 農業公社等)	<p>▶ 市町、JA、地域の農業公社等が設置した研修専用の施設で、1～2年間の研修を行います。</p> <p>▶ 品目：県の戦略品目</p> <p>▶ カリキュラム：栽培技術を学ぶ実習、経営等知識を学ぶ座学、農業経営全般を学ぶ模擬営農(農場の一部を自ら管理し、技術、知識を高める)等</p> <p>※詳しくは就農学校の運営主体へお問い合わせください。</p> <p>県下の就農学校設置状況は、大分県新規就業・経営体支援課のホームページで確認出来ます。(アドレスは：<a href="http://www.pref.oita.jp/site/shunojoho/h30nogyokenshu.html">http://www.pref.oita.jp/site/shunojoho/h30nogyokenshu.html</a>)</p>																					
<b>ファーマーズ            スクール</b> (市町)	<p>▶ 市町が認定した就農コーチ(農家)のもとで1～2年間の研修を行います。</p> <p>▶ 品目：県の戦略品目、市町が推進する品目</p> <p>▶ カリキュラム：栽培技術を学ぶ実習、経営等知識を学ぶ座学、農業経営全般を学ぶ模擬営農(農場の一部を自ら管理し、技術、知識を高める)等</p> <p>※詳しくはファーマーズスクールを設置している市町へお問い合わせください。</p> <p>県下のファーマーズスクール設置状況は、大分県新規就業・経営体支援課のホームページで確認出来ます。(アドレスは上記就農学校と同じ。)</p>																					



施設野菜栽培実習



大型機械実習



小型機械実習

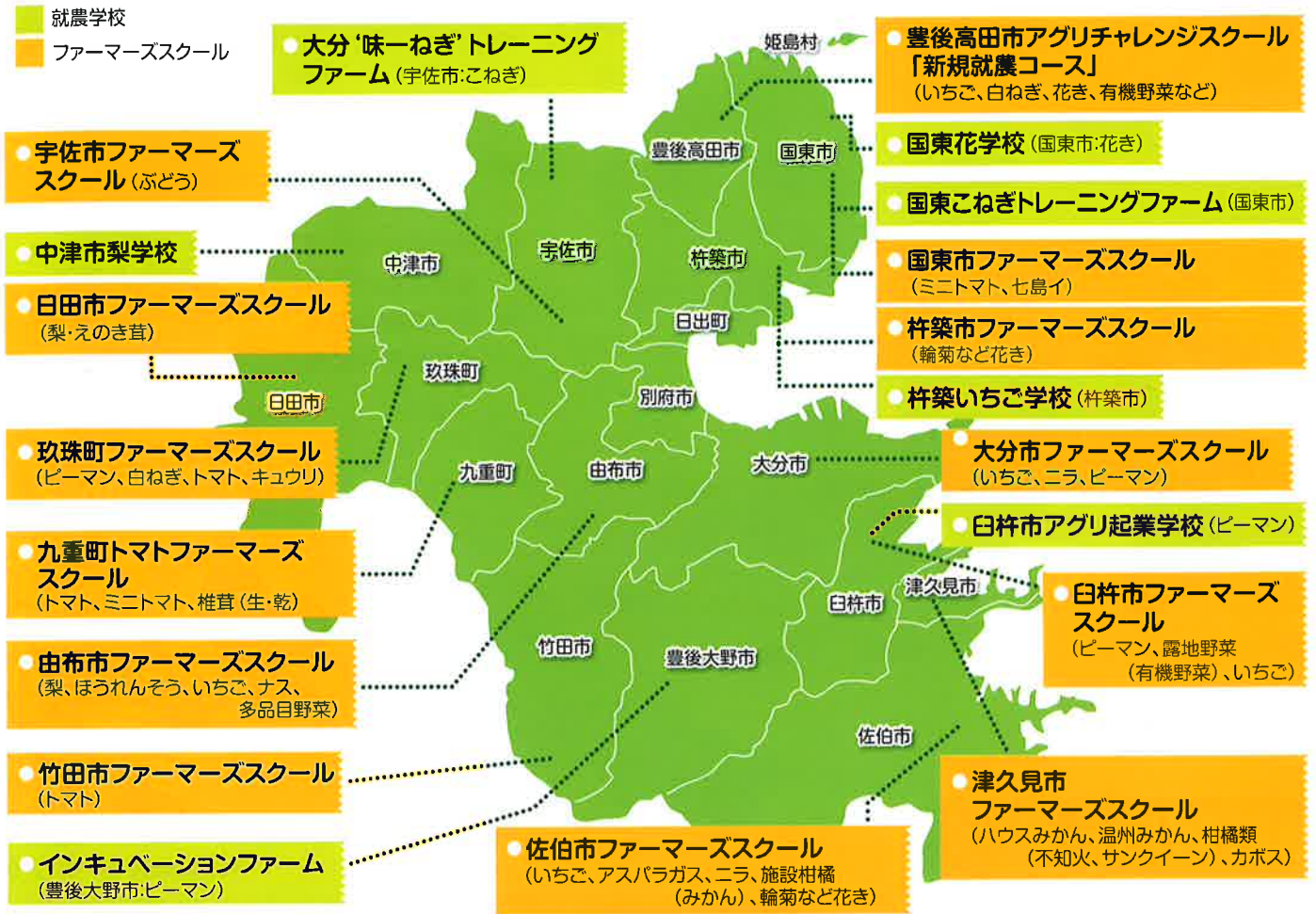
就農準備研修での研修風景

# 県内研修施設・各施設での品目一覧



※大分県新規就業・経営体支援課のホームページで随時公開予定。

<http://www.pref.oita.jp/site/shunojoho/h30nogyokenshu.html>



## (就農学校、ファーマーズスクール連絡先)

区分	名称	実施主体	問合せ先	電話番号
就農学校	国東こねぎトレーニングファーム	国東市農業公社	国東市役所農政課	0978-72-5167
	国東花学校	JAおいた国東事業部	国東市役所農政課	0978-72-5167
	杵築いちご学校	JAおいた東部事業部	JAおいた東部事業部園芸課	0978-62-3051
	臼杵市アグリ起業学校	臼杵市	臼杵市役所農林振興課	0974-32-2220
	インキュベーションファーム	豊後大野市	豊後大野市役所農業振興課	0974-22-1001
	中津市梨学校	農業公社やまくに	(公社)農業公社やまくに	0979-62-3111
	大分「味ーねぎ」トレーニングファーム	JAおいた宇佐事業部	宇佐市役所農政課	0978-32-1111
ファーマーズスクール	豊後高田市アグリチャレンジスクール「新規就農コース」	豊後高田市	豊後高田市役所農業ブランド推進課	0978-25-6243
	杵築市ファーマーズスクール	杵築市	杵築市役所農林課	0978-62-1809
	国東市ファーマーズスクール	国東市	国東市役所農政課	0978-72-5167
	大分市ファーマーズスクール	大分市	大分市役所農政課	097-537-5628
	臼杵市ファーマーズスクール	臼杵市	臼杵市役所農林振興課	0974-32-2220
	津久見市ファーマーズスクール	津久見市	津久見市役所農林水産課	0972-82-9514
	由布市ファーマーズスクール	由布市	由布市役所農政課	097-582-1111
	佐伯市ファーマーズスクール	佐伯市	佐伯市役所農林課	0972-22-3239
	竹田市ファーマーズスクール	竹田市	竹田市役所農政課	0974-63-1111
	日田市ファーマーズスクール	日田市	日田市役所農業振興課	0973-22-8211
	玖珠町ファーマーズスクール	玖珠町	玖珠町役場農林業振興課	0973-72-7164
	九重町トマトファーマーズスクール	九重町	九重町役場農林課	0973-76-2111
宇佐市ファーマーズスクール	宇佐市	宇佐市役所農政課	0978-32-1111	

# 技術習得のための資金制度

1. 国の農業次世代人材投資事業制度 巻末をご覧ください。

## 2. 大分県独自の給付・融資制度

	大分県就農研修支援資金	大分県親元就農給付金		大分県中高年移住就農給付金
		準備型	開始型	
制度の旨	新しく農業を始めることを目指す就農希望者に、農業技術や経営方法を学ぶための資金を貸付することにより、意欲的な就農者の育成を図ることを目的とします。	後継者の就農意欲の喚起と就農の定着を図るため、就農前の研修段階及び就農初期段階の親元就農者に対して、給付金を給付する大分県独自の制度です。		就農時45歳以上55歳未満で大分県内にて独立・自営就農を目指す県外からの移住就農予定者が研修を受ける場合に給付金を給付する大分県独自の制度です。
対象者要件	次のいずれかの要件を満たす者のうち、就農時45歳以上55歳未満で農業次世代人材投資資金を受給しておらず、自営就農を目的とした研修を受ける者 ①認定新規就農者(市町村が認定) ②農業次世代人材投資事業で県が認めた研修を受ける者(農業人材強化総合支援事業実施要綱別記1の第5の1のイの(ア)) ※1 大分県立農業大学の学部生及び研修部の職業訓練生を除く ※2 農協組合員であること	国の農業次世代人材投資資金を受給していない親元就農予定の農家子弟  ①就農予定時の年齢が45歳未満 ②大分県立農業大学の学部生の2年生もしくは準備研修生の農家子弟 ③研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること等 ④研修計画を作成し市町村に認められること。	平成28年度以降に就農し、国の農業次世代人材投資資金を受給していない親元就農者  ①就農予定時の年齢が45歳未満 ②人・農地プランの担い手として位置づけられること ③家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となる経営発展計画を作成し、市町村長に認められること ④家族経営に関わる者の所得が3カ年平均1人あたり400万円以下であること等	県外からの移住就農予定者で以下の要件を満たすもの  ①就農予定時45歳以上55歳未満で独立自営就農を目指すもの ②国の農業次世代人材投資事業における研修機関で研修を受けるもの等 ③国の農業次世代人材投資資金を受給していないもの
金額等	融資限度額:180万円 貸付利率:無利子 償還期間:7年以内(うち据置期間2年以内)	給付金額:最大150万円 給付期間:最長1年間	最大100万円 最長2年間(ただし、準備型給付期間を含む)	給付金額:100万円/年 給付期間:最長2年
注意点	【資金の用途】 圃場研修教材費、調査分析機器購入費及び視察研修費など。また地域農業者との交流会費など、その他研修に必要なもの(交通機具購入を除く)	【給付停止】 ①適切な研修を行っていないと市町村が判断した場合 ②研修を途中で中止・休止した場合等  【返還要件】 ①研修終了後1年以内に、原則45歳未満で親元就農しなかった場合 ②虚偽の申請を行った場合 ③親元就農後、1年以内に人・農地プランの担い手として位置づけられなかった場合等	【給付停止】 ①経営発展計画の達成が困難であると市町村長が判断した場合 ②給付対象者の前年の総所得が350万円以上の場合等  【返還要件】 ①給付期間中に離農した場合 ②虚偽の申請を行った場合等	【給付停止】 ①適切な研修を行っていないと市町村が判断した場合 ②研修を途中で中止・休止した場合等  【返還要件】 ①研修終了後1年以内に就農し、認定新規就農者かつ、人・農地プランの担い手として位置づけられなかった場合 ②虚偽の申請を行った場合等

# 農地の取得方法

農地を取得するには、大きく分けて3つの方法があります。

## 1. 農地法

農業委員会等の許可を受けて権利移動

個人や法人は、次の要件をすべて満たし許可を受ければ農地の権利の取得ができます。

- ①全部効率利用、②農地保有適格法人(法人の場合)、③農作業常時従事、④下限面積、⑤地域との調和  
下限面積は、原則50a(北海道2ha)以上。中山間地等は別途地域によって10aから50aの定めがあります。

## 2. 農業経営基盤強化促進法

### (1) 担い手への農用地利用集積計画による権利移動

市町村が基本構想に基づき、農地の利用関係の調整結果をとりまとめて計画を作成する。

- ①計画の内容が市町村基本構想に適合する。  
②受ける者が次のすべてに該当すること  
・農地のすべてを効率的に耕作すること  
・農作業に常時従事すること

③利用権を設定する農地について、関係権利者すべての同意を得ていること

### (2) 農地中間管理機構を利用

人・農地プランの話し合いの中で、中間受け皿としての機構を利用して貸借する。

借り手: 機構が行う借受希望者の公募に応募する。

応募された方の氏名、応募内容は公表されます。

貸し手: 農用地等の貸付希望調書を市町村担当窓口を通じて機構に提出する。

## 3. 相続

農地の権利を取得した者は、権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会にその旨を届けなければなりません。ただし、遺言によって相続人以外の者に農地が遺贈される場合は、農地法の許可が必要です。

# 青年等就農計画制度

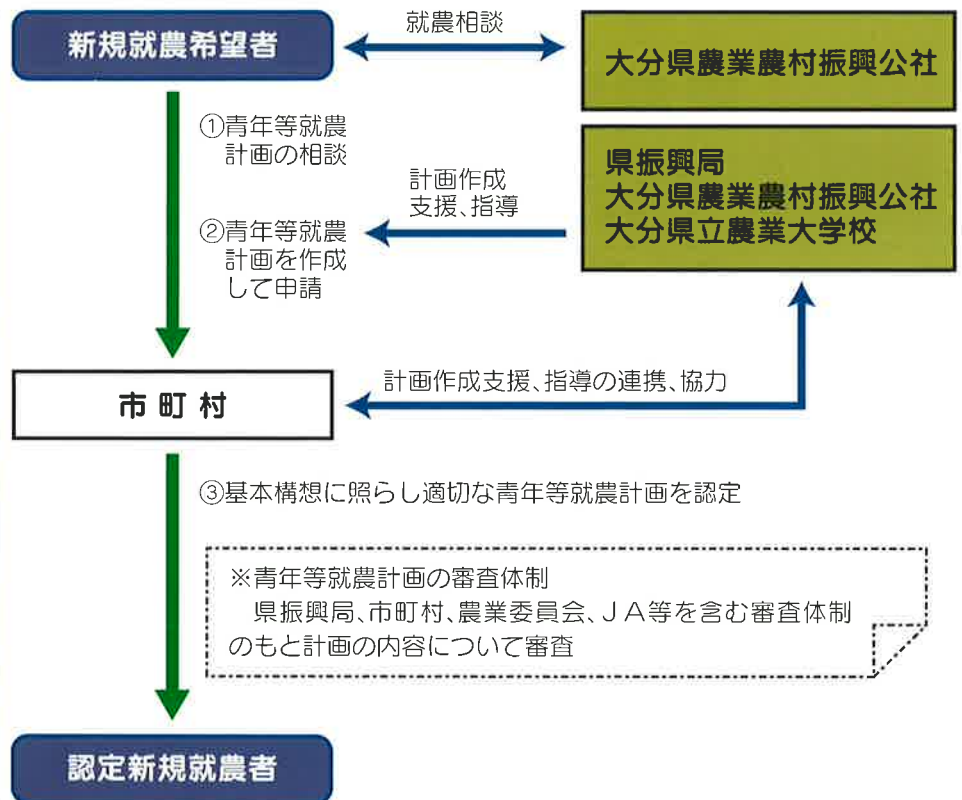
## 1. 対象者

青年等就農計画制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- ▶ 青年(原則18歳以上45歳未満)
  - ▶ 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
  - ▶ 上記の者が役員の大半数を占める法人
- ※ 農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しない者を含みます。  
※ 認定農業者は含みません。

## 2. 手続きの流れ

- ① 就農相談を通じて、栽培する品目、面積、場所、導入する施設や機械、資金の確保計画などを具体化していきます。
- ② 「青年等就農計画」を所定の様式に沿って作成します。計画は5年先を見据えて作成します。作成にあたっては、最寄りの振興局や大分県農業農村振興公社などの指導、助言を受けることができます。
- ③ 上記②で作成した「青年等就農計画」を市町村の農業担当課へ提出します。
- ④ 市町村は、予め定められている「農業経営基盤強化基本構想」に照らして審査し、③で提出された計画が適当と判断した場合は認定します。
- ⑤ 認定を受ける事が出来れば「認定新規就農者」となります。



## 認定新規就農者が利用できる主な施策

### 農業次世代人材投資事業(経営開始型)

- ▶ 就農直後(経営開始5年以内)の所得を確保する資金(年間最高150万円)を交付します。

### 新規就農者に対する無利子資金制度(青年等就農資金)

- ▶ 農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子貸付を行っています。

### 経営体育成支援事業

- ▶ 地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援します。

### 経営所得安定対策

- ▶ 麦、大豆等の諸外国との生産条件格差を補正する交付金や、農家抛出を前提として米、麦、大豆の価格低下に対する補填を行う制度。

### 農業経営基盤強化準備金

- ▶ 経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みを支援する制度。

# 農業次世代人材投資事業

新規就農希望者の研修最大2年間、また、就農後5年目までの経営安定を支援する資金

## ○農業次世代人材投資事業(準備型)の資金交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付する。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農<sup>(※)</sup>を目指すこと  
※親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は法人の共同経営者になること  
・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること
- 3 研修計画が以下の基準に適合していること  
①都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること  
※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象  
②先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと  
a.先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること  
b.先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと  
c.先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を締結していないこと
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと

- 6 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

### ■交付対象の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。

## 返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合  
・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後\*1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合  
※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

## ○農業次世代人材投資事業(経営開始型)の資金交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付する。

- 1 独立・自営就農時年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者<sup>\*1</sup>で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農であること  
親元に就農する場合であっても、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。  
・自ら作成した青年等就農計画等<sup>\*2</sup>に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの  
①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。  
(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の交付期間中に所有権移転すること)  
②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。  
③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。  
④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- 3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること  
・独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること
- 5 人・農地プラン<sup>\*3</sup>に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること
- 7 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- 8 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

### ■交付対象の特例

- ①夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

## 交付停止

- 1 資金を除く本人の前年の所得が350万円\*を超えた場合  
※平成26年度(平成26年度補正予算を除く)以前から交付を受けている者については250万円
- 2 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
- 3 交付3年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合

## 返 還

- 1 農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の交付期間中に所有権移転しなかった場合
- 2 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

\*1 市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

\*2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請添付書類を添付したもの

\*3 人・農地プランには、東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。

農林水産省ホームページより引用([http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html))

問い合わせ先(連絡先は表紙参照)

準備型: 大分県新規就業・経営体支援課、大分県各振興局、大分県立農業大学校、大分県農業農村振興公社

開始型: 就農地の各市町村